

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）（案）

平成 年 月 日

（名称）玉名市地域公共交通会議

0. 生活交通確保維持改善計画の名称

玉名市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市には、鉄道（JR九州新幹線1駅、JR九州鹿児島本線3駅）や路線バス等が運行し、市民の日常生活における移動手段として広く利用されており重要な役割を果たしている。

しかしながら、路線バスは、長期に渡って利用者の減少傾向が続き、運行維持のための行政負担の増加が課題となっていたため、平成25年9月に市内完結路線を廃止し代替手段として2つの区域に予約制乗合タクシーを導入し、また、平成28年10月から一定の需要があるものの公共交通が運行していない人口集積地に新規バス路線を導入した。

これらは、市内移動はもとより幹線バス、鉄道等の結節点であるJR玉名駅に接続しており、通勤、通学、買物、通院等の日常生活において結びつきが強い荒尾市、玉名郡長洲町及び熊本市との移動手段も確保している。

今後、更なる高齢化が到来する中で、この様な幹線と連携した支線的な公共交通を継続的に運行させる必要性が益々高まるが、一方で運行経費を運賃収入等で賄うことは現実的に困難であり、また、市の財政状況を踏まえても市単独での運行も厳しい状況にあることから、地域公共交通確保維持事業を活用し、持続可能な公共交通サービスの提供を図ることを目的とするものである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

過去の利用実績から次のとおり目標を設定する。

事業年度		H29	H31	H32	H33	
利用者数 (人)	運行系統名 (申請番号)	(1)乗合タクシー 「滑石・岱明地域」	9,200	11,800	13,300	15,000
	(2)乗合タクシー 「大浜・横島地域」	7,900	10,200	11,600	13,200	
	(3)路線バス 「九州看護福祉大学経由 玉名駅・新玉名駅線」	25,600	25,900	26,200	26,400	
	(4)路線バス 「玉名市街地循環線」	32,900	33,300	33,600	33,900	

※利用者数は、百人未満を四捨五入した値。

(2) 事業の効果

申請番号(1)及び(2)が区域運行で運行することで、サービス提供エリアの地域住民の日常生活における移動手段が確保されていることはもとより外出の促進が図られている。

また、申請番号(4)についても沿線地域の住民の日常生活に必要な移動手段が確保され、外出の促進や地域活性化とともに公共交通不便地域の解消につながっている。

更に、これらが幹線バスや鉄道などの結節点であるJR玉名駅に支線として連携しており、交通結節機能が強化され、通院、通学等日常生活において結びつきの強い近隣市町への移動手段が確保されている。

なお、本計画を後押しするため、定期的に地域公共交通マップ・時刻表を作成し市民意識の醸成を図るとともに、申請番号(3)については、適宜、利用実態に即した見直しを行いJR玉名駅及びJR新玉名駅との接続改善を図っている。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>地域公共交通マップ・時刻表</u>」の作成・配布（玉名市） ※作成部数 2,000 部。関係機関、希望者等に配布予定。 ・<u>路線バス「九州看護福祉大学経由玉名駅・新玉名駅線」の充実</u>（運行事業者） ※JR との接続に配慮したダイヤ改正、増便等を検討予定。 ・<u>路線バス「玉名市街地循環線」バス車両を用いた利用促進</u>（玉名市・運行事業者） ※バス乗り方教室、祭り等イベントへの車両展示等
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
<ul style="list-style-type: none"> ・申請番号(1)及び(2) 運行経費から収受料金及び国庫補助相当額を控除した額を玉名市が負担する。 ・申請番号(3) 運行経費から経常収入及び国庫補助相当額を控除した額を玉名市と九州看護福祉大学が負担する。 ・申請番号(4) 運行経費から収受料金及び国庫補助相当額を控除した額を玉名市が負担する。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
<ul style="list-style-type: none"> ・申請番号(1)及び(2) 玉名タクシー(有)、(有)高瀬合同タクシー、(有)岱洋タクシー、(有)アトム ・申請番号(3)、(4) 産交バス(株)
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表 1 の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ

うとする場合のみ	
該当なし	
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における 収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用 した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
17. 協議会の開催状況と主な議論	
【平成 24 年度】	
・第 1 回(5 月 10 日)	市地域公共交通会議要綱改正、事業計画及び予算について承認
・第 2 回(8 月 7 日)	各調査の実施概要について承認
・第 3 回(11 月 14 日)	本市における公共交通の課題、取り組みの方向性について協議
・第 4 回(12 月 20 日)	地域公共交通総合連携計画、地区意見交換会の実施について協議
・第 5 回(2 月 19 日)	地域公共交通総合連携計画について承認 岱明・横島地域予約制乗合タクシー運行実施計画について協議
【平成 25 年度】	
・第 1 回(5 月 30 日)	岱明・横島地域予約制乗合タクシー運行実施計画について承認
・第 2 回(6 月 27 日)	生活交通ネットワーク計画について承認
・書面協議(7 月 9 日)	岱明・横島地域予約制乗合タクシー運行実施計画(「六田」乗降場の 設定)について承認
・第 3 回(3 月 27 日)	滑石・岱明しおかぜタクシー、大浜・横島いちごタクシー利用実績及 び利用者アンケート結果について報告、運行見直しについて協議
【平成 26 年度】	
・第 1 回(5 月 28 日)	地域公共交通総合連携計画スケジュール及び事業計画、予算、協 働推進事業計画認定申請について承認
・第 2 回(6 月 26 日)	地域内フィーダー系統確保維持計画について承認
・第 3 回(8 月 28 日)	滑石・岱明しおかぜタクシー、大浜・横島いちごタクシー運行見直し 案について承認(6時発便の廃止と9時発便の新設)
【平成 27 年度】	
・書面協議(4 月 28 日)	地域内フィーダー系統確保維持計画変更認定申請について承認
・第 1 回(6 月 29 日)	地域内フィーダー系統確保維持計画について承認
・第 2 回(11 月 6 日)	市中心部における路線バスの運行見直しの方向性について承認 公共交通空白地域・不便地域の解消に向けた検討の方向性について承認
【平成 28 年度】	
・第 1 回(6 月 22 日)	地域内フィーダー系統確保維持計画及び路線バス再編について承認
・書面協議(1 月 20 日)	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価
【平成 29 年度】	
・第 1 回(6 月 28 日)	地域内フィーダー系統確保維持計画(案)の承認ほか
・書面協議(1 月 12 日)	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価

18. 利用者等の意見の反映状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・住民代表が会議に参画しており、適宜、意見を聴取し反映。 ・申請番号(1)、(2)、(4)の運行実施計画の作成に当たっては地区意見交換会（住民アンケート）の結果を反映。（市中心部への通学・通院ニーズ等への対応） ・申請番号(3)は、主な利用者である学生、教職員等の意見をもとに、定期的に関係者で協議を実施し利用ニーズに合わせた運行を実施中。 	
19. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	熊本県企画振興部交通政策・情報局交通政策課
関係市区町村	玉名市企画経営部地域振興課
交通事業者・交通施設管理者等	産交バス(株)、玉名タクシー(有)、(有)高瀬合同タクシー、(有)岱洋タクシー、(有)アトム、玉名警察署、玉名市道路管理者、熊本県バス協会、熊本県タクシー協会、全九州産業交通労働組合、熊本県自動車交通労働組合
地方運輸局	熊本運輸支局
その他協議会が必要と認める者	九州看護福祉大学教授、地域住民代表（玉名市区長会協議会）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）玉名市岩崎 163 番地

（所 属）玉名市企画経営部地域振興課

（氏 名）堺 大輔

（電 話）0968-75-1421

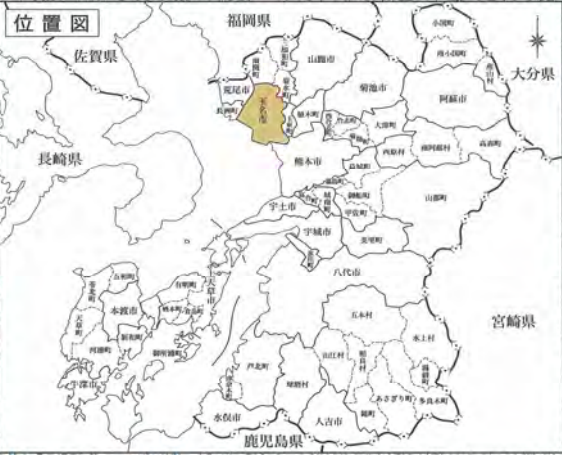
（e-mail）chiiki-s@city.tamana.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。
各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です（ただし、上記2.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。



地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統における国庫補助)

・地域内交通の運行に対する支援メニュー

過疎地域等におけるコミュニティバス、デマンドタクシー等の地域内交通の運行や車両購入等を支援。

・補助要件

補助対象となる幹線バス交通ネットワークを補完するもの。

乗車人員が2人/1回以上であること。

経常赤字が見込まれること 等

・補助額等

補助額:1/2、収支差:経常費用-経常収入

地域内フィーダー系統
市街地循環線
(運行回数 平日14回、土日祝13回)

地域内フィーダー系統
九州看護福祉大学経由玉名駅・新玉名駅線
(運行回数 平日13回、土曜4回、日祝4回)

地域間幹線系統
桜山経由玉名市役所・荒尾線
(玉名市役所～バスセンター)

玉名駅前停留所

地域間幹線系統
植木・梅林経由熊本・玉名線
(交通センター～玉名駅)

地域間幹線系統
植木・船島経由熊本・玉名線
(交通センター～玉名駅)

地域間幹線系統
植木・大倉経由熊本・玉名線
(交通センター～玉名駅)

滑石・岱明地域

大浜・横島地域

- 【凡例】
- フィーダー系統 (区域運行)
 - 区域外の特定乗降場所
 - 接続する幹線系統
 - 結節点
 - 基軸となる運行予定ルート

1:50,000

0 1000 2000 3000

地域間幹線系統
河内・伊倉バイパス経由熊本・玉名線
(交通センター～玉名駅)

地域間幹線系統
河内経由熊本・玉名線
(交通センター～玉名駅)